

堺環対第 1621 号
令和元年 10 月 30 日

堺市環境審議会
会長 小西 康裕 様

堺市長 永藤 英機



「堺市土砂埋立て等の規制に関する条例（仮称）」における
規制内容について（諮問）

標記のことについて、堺市環境基本条例第 26 条第 2 項に基づき、貴審議会の意見を求める

（諮問の趣旨）

建設工事等に伴い発生する土砂による山間部の谷地の埋立てや盛土等の行為については、崩落等の災害の発生を防止し、生活環境の保全等を行う観点から、全国的に規制が進められています。

大阪府においても、豊能町における民間土砂処分場の崩落事故等を受け、土砂の埋立て等の行為による災害の発生の防止等を目的とし、平成 26 年に「大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例」が制定され、翌年から施行されています。

本市では、これまで、昭和 62 年に制定した「堺市土砂等による土地の埋立て等に関する指導要綱」に基づき、一定規模以上の土砂の埋立て等の行為に対して指導してきましたが、前述の状況を踏まえ、市民の安全・安心のより一層の確保の観点から、「堺市土砂埋立て等の規制に関する条例（仮称）」による、より実効性のある規制指導を行うことが必要と考えています。

つきましては、同条例で定めるべき規制内容について、貴審議会の意見を求めるものです。